

記

第1条(契約期間)

本契約期間は原契約の定めのとおりとし、原契約が更新された場合(法定更新、合意更新を問わず)は本契約についても更新し、更新された後の契約内容は同様とする。なお、サポートサービス内容に変更が生じる場合は甲から乙への書面通知を以って変更となる事を予め乙は承諾した。

第2条(支払)

本契約の会費は、月額1,200円(別途、消費税10%)とし、支払方法、支払条件については原契約の定めのとおりとする。なお、本契約開始月の会費は申込時に開始日を起算日とした日割金額の会費を支払うものとし、本契約終了月においては会費の日割精算を行わないこととする。

第3条(解約)

本契約を解約する場合、甲・乙共に1ヶ月前までに書面にて予告するものとする。乙からの申し入れによる解約の場合、甲は支払い済みの会費は乙へ返還しないものとする。なお、原契約が解約になる場合は、原契約の定めによる解約日を以って、原契約の貸主又は建物所有者と株式会社西田コーポレーションとの管理契約が解約になる場合は、原契約の貸主又は建物所有者と株式会社西田コーポレーションとの管理契約の定めによる解約日を以って、本契約についても解約となる。

第4条(協議)

本契約に定めのない事項や各事項につき疑義が生じた場合は、甲・乙共に協議の上誠意をもって解決する。

以上